



令和8年度 第2回募集

～新たな事業を開始する方を支援します！～

令和8年度 起業・第二創業促進支援事業補助金

西脇市では、気概を持って起業・第二創業にチャレンジする事業者の方を支援するため、事業に必要な経費の助成等を行う支援メニューを設けています。ぜひご活用ください！

募 集 期 間

8月3日（月）～ 9月18日（金）

※本補助金は、予算の範囲内での助成となります。予算額に達した場合、期間内でも募集を打ち切らせていただきますので、ご了承ください。

補助対象者

次の要件を全て満たす中小企業者・個人（NPO法人含む）が対象です。

- 市内に本店・事業所を有する事業者 ※市内で新たに事業を開始する中小企業者等も含まれます。
- 3年以上事業を営む意思を有すること。
- 市税・公共料金等を滞納していないこと。
- 同一事業で国・県・市から他の補助金等を受けていないこと。
- 風営法に基づく許可を要する事業でないこと。
- フランチャイズ契約またはこれに類する契約に基づく事業でないこと。
- 宗教活動、政治活動または公序良俗に反する活動を目的とした事業でないこと。
- 西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例第2条に規定する暴力団、暴力団員または暴力団密接関係者ではないこと。
- ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業の場合、寄附額が寄附目標額※に達しない場合であっても、寄附額のうちから補助金の交付を受け、事業に取り組む意思を有する者であること。
（※寄附目標額は補助対象経費の合計額の1/2の額を基に設定します。）

補助対象期間

- 令和8年4月1日～令和9年2月28日

手続について

- 補助金を受けるためには、市への申請が必要です。申請に必要な用紙は、市ホームページからダウンロードしてご利用ください。所定の申請書類以外に、審査会補助シート（2種類）も提出が必要です。
※補助対象期間内に支払等が完了する経費が、補助金交付の対象となりますので、ご注意ください。
- 申請内容の審査（書類審査・審査会での面談審査）を行い、結果を通知します。採択された場合は、速やかに交付申請を行ってください。

※支援メニューの内容・審査基準等の詳細については裏面をご覧ください。

この事業に関するお問合せは…

西脇市商工観光課（TEL：0795-22-3111）または

西脇市 起業補助金



で検索ください。

西脇市HPはこちら



支援メニューの補助要件・対象経費・補助金額

対象事業の要件	市内で地域の需要を創造する起業または第二創業を行うこと 起 業：事業を営んでいない個人が、開業の届出により新たに事業を開始すること、または、新たに法人を設立し事業を開始すること 第二創業：現在行っている事業の全部または一部を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の中分類において、当該事業と異なる分野に進出すること ※ <u>令和7年4月1日～令和9年2月28日</u> の期間に、新たに事業を開始したまたは開始する方が対象
対 象 経 費	○ 事業所（建物及びその附属施設で、事業の用に供する部分限定）開設に係る改修等の工事費（新設及び購入含む。ただし、仮設または臨時の店舗等の設置が恒常的でないものは除く） ○ 備品購入費（単価 <u>1.0万円以上</u> のものに限る） ○ 機械及び装置の導入費（購入に限る） ○ 広告宣伝費 ○ 事業所賃借料（ <u>敷金・礼金・共益費・水道料金等は除く</u> ） ○ その他事業の実施に関し必要と認める経費
補助率・上限額	対象経費の1/2 上限50万円 さらに、西脇市へ移住して事業を開始する場合、10万円を加算交付（1年以上市外に居住していた方限定） ----- 【若者応援枠】 対象経費の1/2 上限75万円 ※令和8年4月1日現在の年齢が40歳未満の方が対象となります。 【マイクロビジネス※の場合】 対象経費の1/2 上限15万円 ※個人又は従業員数5人以下の法人が、自宅、小規模なオフィス等で行う事業となります。 【ふるさと納税型クラウドファンディング活用事業※の場合】 寄附額の4/10 上限100万円（補助対象経費の金額内） ※ふるさと納税ポータルサイト「ふるさとチョイス」内でクラウドファンディングを実施し、起業にご賛同いただいた方から寄附を募るもの。寄附者に送付する寄附のお礼の品をご用意いただけない場合、補助率は寄附金の3/10とします。

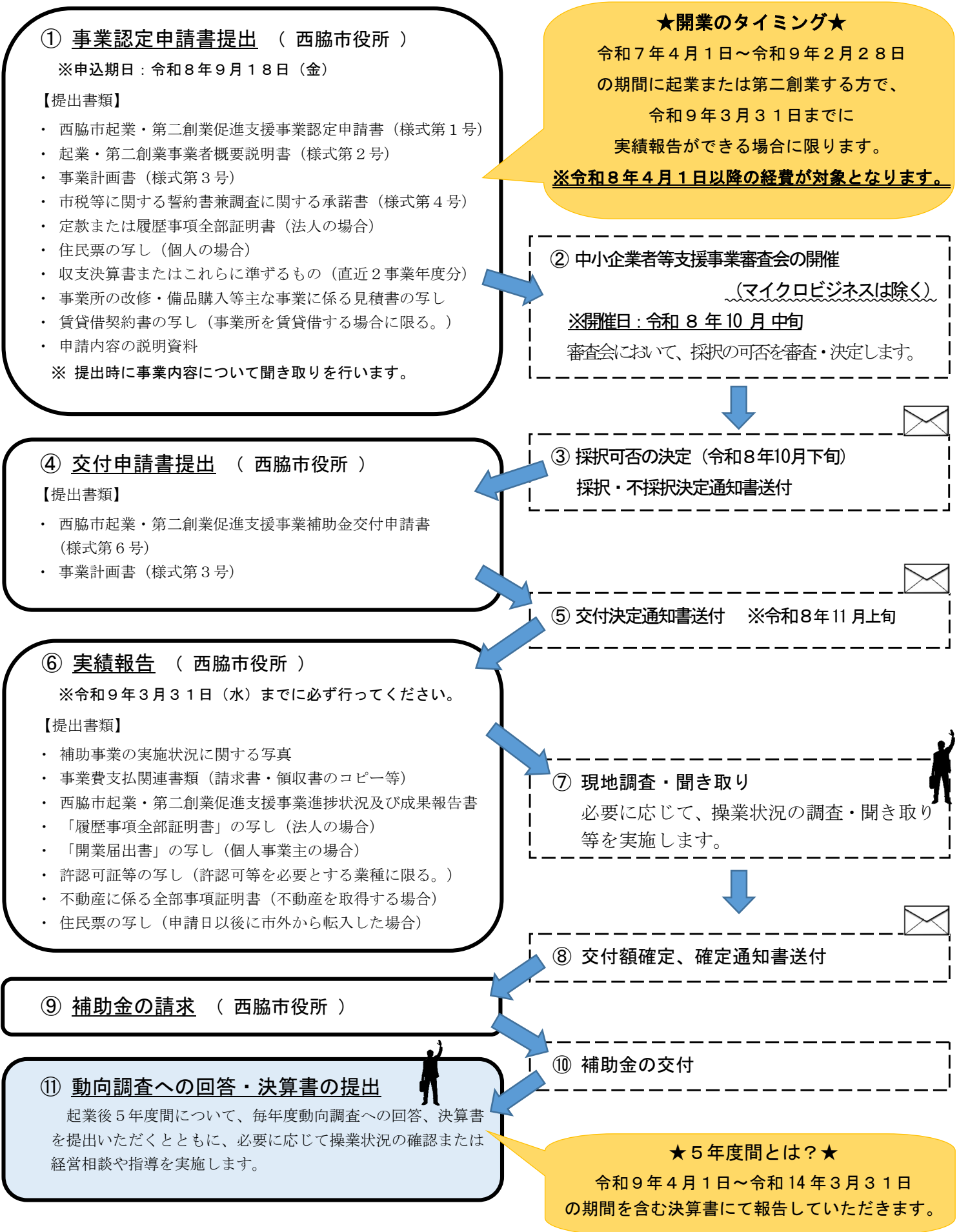
- ◎ 「補助対象経費」には、購入価格に係る消費税及び地方消費税額は含みません。また、補助対象期間外に支払われた経費は対象になりません。
- ◎ 補助金の単位は、1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てとします。
- ◎ 補助金の交付回数は、ひとつの補助対象者につき、年度内1事業とします。
- ◎ 採択された場合、5年間、収支決算書またはこれらに準ずるものを毎年度提出する必要があります。
- ◎ 3年以内に補助事業を休止または廃止した場合、補助金の全部または一部を返還いただく場合があります。

審査基準・補助対象外事例

審 査 基 準	○ 計画性 ○ 将来性及び継続性 ○ 新規性及び実現可能性	○ 補助事業目的との整合性 ○ 地域経済の発展に与える影響 ○ その他審査に必要と認める事項
対 象 外 と な り う る 事 例	× 単に起業・第二創業するだけで、地域にとって目新しさのないもの × 資金面・事業面において、3～5年の中長期的な計画を有していないもの × 広告宣伝費のみ、備品購入費のみを補助申請すること × 寄附額が目標額に達しないときに事業を実施しない場合	

補助金交付の手順（流れ）

補助金を受けようとする方は、以下の手順で手続きを行ってください。下記  **太枠の部分**が補助希望者に行っていただく手順です。



採択事例【平成28年度～令和7年度】

事業の種類	採択事例
起 業	空き家を活用したカフェ開業 補助金額：100万円 移住加算含む ★事業内容★ 市内に移住し、空き家を改修し、カレーを中心としたカフェを新たに開業！！SNSの効果もあり、阪神間からの来客もあり集客がアップ！ 
起 業	播州織を中心としたハンドメイド雑貨店開業 補助金額：約50万円 ★事業内容★ 綿布店として使用されていた店舗を改修し、新たにハンドメイド雑貨店を開業！！客足も順調に伸び、オシャレでカワイイと評判に！！ 
起 業	銘柄地鶏を使用した鶏料理専門店開業 補助金額：約80万円 ★事業内容★ テナントの空き店舗を改修し、播州百日どりなどの銘柄地鶏を使用した鶏料理専門店を開業！口コミなどでも広がり、オープン間もないがリピーターも獲得！ 
第 二 創 業	養蜂関連事業の第二創業 補助金額：約35万円 ★事業内容★ 市内の休耕地を活用して、農薬が残留しない安心して安全な高品質のはちみつの栽培と販売を行う事業を第二創業！市内の施設等で販売を行ったところ、売り切れになるほど人気に！！ 

※補助内容の見直しにより、既に交付した補助金額の上限と現行制度の内容とは異なっています。

上記の他にも様々な事業が採択されています。詳しくは西脇市のホームページをご確認ください。